平成２４年（フ）第８１７号
神奈川県相模原市緑区又野21番地９　ハイツ愛花夢102
債務者　増和　直子
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第２５号
新潟県佐渡市小木町489番地
債務者　井戸　綾子
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月20日まで
新潟地方裁判所佐渡支部

平成２４年（フ）第２６号
新潟県佐渡市小木町489番地
債務者　井戸　徳子
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月20日まで
新潟地方裁判所佐渡支部

平成２４年（フ）第１２４号
岐阜県多治見市市之倉町11丁目192番地の50
債務者　野田　康浩
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月20日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２４年（フ）第１２５号
岐阜県中津川市茄子川1534番地の159
債務者　林　　良樹
1　決定年月日時　平成24年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月20日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２４年（フ）第３９２号
愛知県一宮市大宮２丁目６番13号
債務者　古澤　豊弘
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月20日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第３９３号
愛知県一宮市大宮２丁目６番13号
債務者　古澤江利子
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月20日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第７７号
山形県鶴岡市道形町25番７号　メゾンウイング102号、前住所山形県鶴岡市羽黒町細谷字北田127番地17
債務者　半澤　康和
1　決定年月日時　平成24年12月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月21日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２４年（フ）第２７号
群馬県沼田市上川田町2657番地12
債務者　高倉　　亘
1　決定年月日時　平成24年12月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月21日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２４年（フ）第１４２号
新潟県村上市佐々木526番地
債務者　渡邊　　武
1　決定年月日時　平成24年12月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月21日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２４年（フ）第１５０号
新潟県村上市海老江934番地２
債務者　岡村　　学
1　決定年月日時　平成24年12月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月21日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２４年（フ）第１１２号
岐阜県大垣市友江２丁目32番地　友江ハイツＡ202
債務者　岸良　孝兵
1　決定年月日時　平成24年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月21日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２４年（フ）第１３０号
岐阜県揖斐郡揖斐川町上ミ野307番地
債務者　岩井周太郎
1　決定年月日時　平成24年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月21日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２４年（フ）第１３１号
岐阜県養老郡養老町下笠970番地１
債務者　小川　光廣
1　決定年月日時　平成24年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月21日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２４年（フ）第３４７号
長崎県長崎市昭和３丁目240番地
債務者　瀬川　辰己
1　決定年月日時　平成24年12月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月22日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第５２２号
愛知県岡崎市北野町字高塚70番地１　エスポワールⅡ101
債務者　山村　富彦
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月４日午後１時55分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第２３７２号
神奈川県大和市下鶴間4379番地１　あ．と．り．え
債務者　高森　美保
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２５０７号
横浜市港南区日野２丁目22番63―105号
債務者　吉田ユキ子
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部